（準備行為）

第八条　第十条第一項の許可を受けようとする者は、施行日前においても、同条第二項及び第三項の規定の例により、その申請を行うことができる。

第九条　第三十条第一項又は第三十一条第一項の規定による登録を受けようとする者は、施行日前においても、その申請を行うことができる。第三十条第三項（第三十一条第三項において準用する場合を含む。）において準用する船舶安全法第二十五条の五十一第一項の規定による認可の申請についても、同様とする。

（政令への委任）

第十条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（海事代理士法の一部改正）

第十一条　海事代理士法（昭和二十六年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。

別表第二中第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。

十五　船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（平成三十年法律第六十一号）（有害物質一覧表及び同法附則第六条第二項に規定する相当確認船級協会に係る部分に限る。）

第十二条　海事代理士法の一部を次のように改正する。

別表第二第十五号中「及び同法附則第六条第二項に規定する相当確認船級協会」を「並びに同法第三十条第二項及び第三十一条第二項に規定する船級協会」に改める。

（登録免許税法の一部改正）

第十三条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第百三十二号の次に次のように加える。

百三十二の二　有害物質一覧表の相当確認に係る相当確認船級協会の登録	
船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（平成三十年法律第六十一号）附則第六条第一項（相当確認船級協会の登録）の相当確認船級協会の登録（更新の登録を除く。）	登録件数　一件につき九万円

第十四条　登録免許税法の一部を次のように改正する。

別表第一第百三十二号の二を次のように改める。

百三十二の二　特定船舶の再資源化解体の許可又は有害物質一覧表の確認等に係る船級協会の登録	
㈠　船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（平成三十年法律第六十一号）第十条第一項（再資源化解体の許可）の特定船舶の再資源化解体の許可（更新の許可を除く。）	許可件数　一件につき九万円
㈡　船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律第三十条第一項（船級協会の登録）の船級協会の登録（更新の登録を除く。）	登録件数　一件につき九万円
㈢　船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律第三十一条第一項（船級協会の登録）の船級協会の登録（更新の登録を除く。）	登録件数　一件につき九万円

（国土交通省設置法の一部改正）

第十五条　国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第九十九号中「並びに」を「、船舶の再資源化解体の適正な実施の確保並びに」に改める。

厚生労働大臣　加藤　勝信
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　中川　雅治
内閣総理大臣　安倍　晋三

政令

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成三十年六月二十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百八十七号

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）別表第一第七十五号の規定に基づき、この政令を制定する。

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令（平成二年政令第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中第百十二号を第百二十三号とし、第百四号から第百十一号までを十一号ずつ繰り下げ、第百号から第百三号までを削り、第九十九号を第百十四号とし、第九十八号を第百十三号とし、第九十七号を第百十二号とし、第九十六号を第百十号とし、同号の次に次の一号を加える。

百十一　四―メチル―五―（四―メチルフェニル）―四・五―ジヒドロオキサゾール―二―アミン及びその塩類

第一条中第九十五号を第百七号とし、同号の次に次の二号を加える。

百八　メチル＝一―フェネチル―四―（N―フェニルプロパンアミド）ピペリジン―四―カルボキシラート及びその塩類

百九　メチル＝二―［二―（五―フルオロペンチル）―一H―インダゾール―三―カルボキサミド］―三・三―ジメチルブタノアート及びその塩類

第一条中第九十四号を第百四号とし、同号の次に次の二号を加える。

百五　N―［一―（α―メチルフェネチル）―四―ピペリジル］アセトアニリド（別名アセチルフェンタニル）及びその塩類

百六　N―［一―（α―メチルフェネチル）―四―ピペリジル］プロピオンアニリド（別名アルファ―メチルフェンタニル）及びその塩類

第一条中第九十三号を第百二号とし、同号の次に次の一号を加える。

百三　一―メチル―四―フェニル―四―ピペリジノールプロピオン酸エステル（別名ＭＰＰＰ）及びその塩類

第一条中第九十二号を第百一号とし、第八十三号から第九十一号までを九号ずつ繰り下げ、第八十二号を第九十号とし、同号の次に次の一号を加える。

九十一　（一―ペンチル―一H―インドール―三―イル）（二・二・三・三―テトラメチルシクロプロパン―一―イル）メタノン及びその塩類

第一条中第八十一号を第八十九号とし、第七十三号から第八十号までを八号ずつ繰り下げ、第七十二号を第七十七号とし、同号の次に次の三号を加える。

七十八　一―（四―フルオロフェニル）プロパン―二―アミン及びその塩類

七十九　N―（四―フルオロフェニル）―二―メチル―N―（一―フェネチルピペリジン―四―イル）プロパンアミド及びその塩類